令和５年４月

地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託　共通仕様書

（共通事項）

第１条　本業務の履行にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（三重県のホームページ及び四日市市担当各課にて縦覧）を準用するが、以下の項目を優先する。

１　受注者は、関係法令を遵守し、法令に基づき所要の手続きを得ること。

２　業務日報・納品伝票の写しは監督職員が提出を求めた場合についてのみ提出すること。

３　品質管理については、監督職員が提出を求めた場合のみ行うこと。

４　産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。

５　監督職員が特に提出を求めた場合を除き、施工計画書、材料調書及び工程表は提出を求めない。

６　本業務は、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象者となった場合には、翌年度の４月１日から８月 31 日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書を添付して当該業務の発注者に対して支払い請求を行うこと。

７　本業務に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種の選定、使用方法について十分考慮すること。

８　資材購入及び業務の一部を下請業者にて履行する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。なお、業務の履行について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第 18 条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書（発注者指定の様式）に添付し提出すること。

９　履行に当たり、業務看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。

10　この契約による業務の受注者は、業務を履行するに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（検収数量及び検収単位）

第２条　検収数量は別表単価表の検収単位のとおりとし、検収単位の直近下位を四捨五入する。ただし、業務指示書による１回当たりの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げるものとする。

（その他）

第３条　この仕様書のほか、特記仕様書を定めたときは、その特記仕様書を優先して適用するものとする。

【暴力団等不当介入に関する事項】

（契約の解除）

第４条　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要網（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

（暴力団等による不当介入を受けたときの義務）

第５条　１　不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

２　契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

３　前２項の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

（工事標準図）

第６条　工事について、標準図を制定しており設計図書となるため、これに基づき施工すること。

標準図については当初契約時における最新のものを適用する。

詳細については、四日市市調達契約課ホームページを参照のこと。（トップページ>>入札情報>>書式のダウンロードから）ホームページアドレス（https://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-shoshiki.html）

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による業務の受注者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受注者の義務）

第２　乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 67 条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、この契約による業務を履行するに当たって知り得た個人情報を当該業務を履行するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による業務を履行するために、個人情報を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を履行するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による業務を履行するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

⑴　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

⑵　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第１１　乙は、この契約による業務を履行するに当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（定期報告及び事故発生時における報告）

第１２　乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第１３　甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

令和8年10月

地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託 実施要領

1.　業務期間

契約の日から「業務期間満了の日」または、「総指示額が指示限度額に達した時、最も遅い指示期間満了の日」のいずれかの早い日までとする。

ただし、前期業務がある場合の業務指示は、「前期の契約の総指示金額が指示限度額を超えた日（業務を指示した日）」または「前期の契約の最終指示日」のいずれかの早い日からとする。

2．　業務場所

四日市市　富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民センター管内

3．　実施方法

1）委託契約書の条項第1条2項にかかわらず、業務指示は、業務指示書または道路損傷通報システムにより実施する。

2）受注者は実施にあたり別紙実施手順書を遵守する。

3）最終指示日は契約工期の30日前までとする。

4．　指示業務完了及び業務の完了

1）受注者は、一つの指示業務が完了する毎に指示業務完了届（円止め）を遅滞なく担当課長に提出すること。

2）受注者は、指示業務の全てが完了したときは、速やかに委託業務完了届を市長に提出すること。

5．　指示業務完了検査及び完了検査

1）受注者から指示業務完了届が提出された時は監督職員は遅滞なく確認を行い、検査職員は指示業務完了検査を行うものとする。

2）指示業務完了検査後、受注者は工事目的物の引渡しを行うものとする。

3）受注者から委託業務完了届が提出された時は、検査職員は完了検査を行うものとする。

4）指示業務完了検査及び完了検査は担当課にて市長が検査職員であることを認めた者が行う。

5）既済部分検査は、業務指示開始より、概ね3カ月に1回程度、実施できるものとする。なお、令和10年3月は、実施する。

ただし、契約書に定める回数の範囲内において、既済部分検査を実施することを妨げない。

6．　状況報告

1）受注者は発注者が履行状況の報告を求めた場合、それに応じるものとする。

7．　指示額及び指示限度額

1）指示業務1件当たり指示額は2,500,000円未満（税込）とする。

2）本契約の指示限度額は410,000,000円（税込）とする。

ただし、総指示額が指示限度額に達しない場合がある。

指示限度額とは、総指示額がその額を超えた時点で、新しい指示を行わない額とする。

また、道路雪氷対策業務及び保安管理業務の費用は、指示限度額の対象外とする。

8．　請求

1）受注者は業務実績報告書（兼請求明細書）に基づき支払請求を行うものとする。なお、業務実績報告書の合計金額は千円止めとし、その額に消費税率を乗じて得た額を加算して支払うものとする。

※ 業務実績報告書の合計金額とは、様式１、様式９における業務実績報告書の合計金額とする。

実施手順書

１．着手前準備

・発注者は、監督職員を選任したときは受注者に通知するものとする。

・受注者は、委託業務着手届及び現場代理人届等を速やかに提出するものとする。

・緊急時の連絡体制を整え、別紙参考書式にて担当課長に提出するものとする。

２．現場手順

（１）当該業務の指示は業務指示書（様式２）または道路損傷通報システムにて行うものとする。ただし、緊急対応が必要な場合は、口頭説明にて工事指示することができる。この場合、後日、書面をもって指示する。

（２）業務指示書を受け取った受注者は、速やかに現地確認を行い、指示内容を確認し、遅滞なく現場着手する。

（３）受注者は、（２）の現地確認の結果、指示内容に疑義及び現場との不一致が生じた場合、直ちに監督職員に申出を行うこと。また、現場着手後、不測の事象が発生した場合も同様とする。

（４）監督職員は受注者より前号の申出があったときは、申出された内容を直ちに検討、照査し、重要な変更が生じる場合は、業務変更指示書（様式７）により指示の変更を行うものとする。

（５）受注者は、（１）の指示内容を確認した時から起算して２４時間以内の対応が困難な場合は、必要に応じて安全対策を実施するものとする。

（６）受注者は、現場着手にあっては、必要に応じ、通行止等の許可取得，周辺住民への周知等を行う。

（７）受注者は、指示業務が完了したら、速やかに指示業務完了届（様式３）を監督職員に提出する。

（８）受注者は、現場状況により作業ができない場合，事故や災害が予想される場合は監督職員の指示を受けるものとする。

３．品質管理、出来形等

・指示業務が完了したら出来形を測定し、必要に応じて展開図等の成果確認ができる資料を作成する。

・写真は、指示現場毎に着手前と完了後、業務の途中経過が確認できるように整理する。

・監督職員が求めた場合には状況写真を貼付した作業日報を作成する。

４．報告書

・業務実績報告書（兼請求明細書）（様式１）は、請求の都度提出する。

・指示業務完了届（様式３）による報告は、指示業務完了後、担当課長に速やかに提出する。

・指示業務完了届（様式３）には、写真および出来形展開図、作業日報等を必要に応じて添付する。

５．指示業務完了検査及び完成検査

・検査職員は指示業務完了届、写真、作業日報等に基づいて指示業務完了検査及び完成検査を行う。

６．その他

・各様式について、業種、規格等文言は、契約書添付の業種表・単価表に準ずる。

・緊急施工の必要が発生した場合には、契約以外の指示を行う場合がある。

（別紙参考）

緊急連絡体制表

令和　　年　　月　　日

課長

受注者　　住所

氏名　　印

TEL

FAX

緊急連絡体制表を下記のとおり報告いたします。

現場代理人　◎1名　　連絡要員　〇5名以上

	氏　　名	連絡先	緊急時連絡先
◎			
〇			
〇			
〇			
〇			
〇			

（様式　1）

業務実績報告書（兼請求明細書）

業務名	
受注者名 「契約書」と同じ押印	

指示番号	路　線　名　等	完了清算額	指示番号	路　線　名　等	完了清算額

《特記事項》 特記事項のある場合のみ記入		
	ΣC　小　　計	
	小計（千円止）	
	消 費 税	
	合　　計	

（様式２）

第　　号−
令和　　年　　月　　日

業務指示書

現場代理人　　様

監督職員

地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託契約書に基づき、下記業務を実施されたく、指示します。

記

1.業務名

2.路線名等

3.場　所

4.指示期間　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日まで

5.指示内容

単価CD	種別	項目	業務	業務番号	摘要	単価	単位	数量	金額	数量根拠

合計

注意：　指示内容の詳細について監督職員と打ち合わせてから着手すること。
　　数量は概算参考値とし、監督職員指示により施工し、出来形を報告すること。

（様式3）

指示業務完了届

令和　　年　　月　　日

課長

現場代理人

地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託契約書に基づき下記の業務を完了したので、別紙の出来形資料のとおり報告します。
なお、下記業務について、指示業務完了検査に合格した際は、工事目的物を引渡します。

記

指示番号　　第　　号

業務名

監督職員名

完了日　　令和　　年　　月　　日

出来形明細

単価CD	種別	項目	業務	業務番号	規格	単価	単位	数量	金額	数量根拠

合計

指示業務完了検査済証	
確認年月日	令和　　年　　月　　日
確認者氏名	
指示業務完了検査年月日	令和　　年　　月　　日
検査職員氏名	

（様式7）

第　　号−
令和　年　月　日

業務変更指示書

現場代理人　　様

監督職員

下記業務について変更指示します。

記

1.業務名

2.路線名等

3.場　所

4.指示期間　　当初　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日まで
　　変更　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日まで

5.指示内容

単価CD	種別	項目	業務	業務番号	摘要	単価	単位	数量 新数量	金額 新金額	数量根拠

合計

注意：指示内容の詳細について監督職員と打ち合わせてから着手すること。
　　数量は概算参考値とし、監督職員指示により施工し、出来形を報告すること。

令和８年 10 月

業務概要

本業務は、契約期間のうち、平日の昼間に作業を実施する他に、平日の夜間、休日を含めた 24 時間における緊急の応急処理が含まれる。また、異常気象時の緊急の応急処理を迅速に実施するものである。

道路修繕工

１．側溝工

1. 接続部分の漏水及び排水勾配等に十分注意し、施工しなければならない。
2. 道路側の埋戻しには、再生クラッシャーラン（RC-40）を使用し、タンパにより十分締め固めたうえで、舗設しなければならない。
3. コンクリート蓋使用部で切物が発生する場合は、隣り合う標準品と一体として現場打ちコンクリートで施工すること。鉄筋の配筋については、添付の構造配筋図を参考とし、コンクリート打設時は、配筋状況の確認出来る状況写真を収めること。

２．緊急対応

1. 道路陥没及び倒木等の緊急対応について、速やかに現地確認を行い、交通の支障とならないような復旧及び安全対策を行うこと。

３．除草工

1. 除草後の草の処理について、勝川木材に搬入することとしているが、草の処分先については変更する場合がある。
2. 除草後の草について、飛散や近隣施設の詰まりが発生する恐れがある場合は、速やかに搬入すること。
3. 歩行者及び車両等の安全確保に伴い、必要に応じて飛石防護を行うこと。

舗装補修工

１．舗装工

1. 表層が 5cm を超えるときは基層として加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ合材(粗粒度)を施工するものとする。

２．表面の処理

1. 路面の沈下等を処理するときは既設路面を清掃した上，タックコートを入念に散布し，既設舗装面と平坦性を保つよう加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ合材を敷きならすものとする。
2. 表層厚が 5cm を超えるときは，基層工として加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ合材（粗粒度）を施工するものとする。ただし，基層工の施工が困難と認めたときは監督職員と協議して施工するものとする。

３．穴補修工

1. 常温合材による応急補修を行う。
2. 日頃から十分な量の常温合材や砕石等の資材を備えておくものとする。

４．ポットホールの処理

1. ポットホールの処理は加熱合材を原則とし，穴埋め後タンパ仕上げにより施工するものとする。
2. ポットホールは，遊離したもの，動くものを除去し原則として正方形または長方形かつ垂直にツルハシ等で整形しなければならない。
3. 整形後，タックコートを入念に散布し，加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ合材（密粒度）で穴埋め後，既設舗装面と平坦性を保つようタンパ仕上げにより施工するものとする。

５．緊急対応

1. 路面の損傷によるパンク事故等の緊急対応について、速やかに現場確認を行い、交通の支障とならないような復旧及び安全対策を行うこと。また、路面の損傷状況について、穴の直径、深さの寸法が確認出来る写真を収めること。

６．舗装切断

1. 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。
2. 回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については協議を行うことができるものとする。
3. 「適正に処理」する際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
4. 受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

交通安全施設工

１．区画線工

1. 外側線を復旧する際は、既設の外側線の位置にとらわれず、路側幅を 1.0m程度確保できるよう施工すること。やむを得ない場合においても路側幅を 0.75m確保すること。

２．視線誘導標工

1. 建込角度等安全かつ十分な誘導効果が得られるよう施工しなければならない。
2. 支柱を打込む場合は、支柱の傾きに注意するとともに、頭部に損傷を与えないようにしなければならない。

３．道路反射鏡工

1. 取付け角度等、安全かつ十分な視認効果が得られるよう施工しなければならない。
2. ミラーは、W用ステーや水平金具を用いるなどして、車道側に極力張り出さない位置に設置すること。電柱共架の場合は、電柱共架金具のミラー設置位置を道路横断方向ではなく、極力、道路縦断方向に設置すること。
3. 必要に応じて、支給する台帳番号記載のステッカーを張り付けること。
4. 支柱を設置する場合は、地上部と埋設部を跨ぐように支柱根元に腐食防止シートの貼付けを行うこと。

４．緊急対応

1. 事故等による緊急対応について、速やかに現地確認を行い、交通の支障とならないような復旧及び安全対策を行うこと。

事故対応

１．油流出

1. 油流出対応について、速やかに現場確認を行い、路面用油吸着材・吸着マット等の使用により、交通支障とならないような復旧及び安全対策を行うこと。
2. 発注者から支給される路面用油吸着材及び吸着マット等を備えておくものとする。
3. 路面用油吸着材・吸着マット等の処分については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については協議を行うことができるものとする。

２．路面清掃

1. 交通事故等による車両等の破片の残骸処理を行い、交通支障とならないようにすること。

３．落下物

1. 速やかに現場確認を行い、落下物を回収し、交通の支障とならないようにすること。

４．その他交通支障

1. 速やかに現場確認を行い、交通支障とならないようにすること。

その他

１．道路損傷通報システム（ＬＩＮＥ）

1. 道路の損傷箇所を通報してもらうシステム（以後、道路損傷通報システムという）を四日市市ＬＩＮＥ公式アカウントにおいて導入している。通報があった場合、発注者にて通報内容（位置情報、損傷写真等）を確認し、受注者に転送するものとする。
   転送された通報内容をもって、本業務委託における指示とみなし、受注者は補修作業を実施するものとする。なお、書面による指示は省略する。
2. 発注者が電話やＦＡＸ等により通報を受けた道路の損傷箇所について、発注者は道路損傷通報システムを使用し指示することがある。

２．その他の指示業務概要

1. 記載の無い指示業務の概要については、発注者から業務指示書を受け取った際に、確認すること。

河川修繕工

１．水路（側溝）工

1. 接続部分の漏水及び排水勾配等に十分注意し、施工しなければならない。
2. 道路側の埋戻しには、再生クラッシャーラン（RC-40）を使用し、タンパにより十分締め固めたうえで、舗設しなければならない。
3. 道路に影響のない範囲の埋戻しには、現地に見合った材料（流用土等）を使用すること。特に、田面に石類が混入しないよう、細心の注意を払うこと。
4. コンクリート蓋使用部で切物が発生する場合は、隣り合う標準品と一体として現場打ちコンクリートで施工すること。鉄筋の配筋については、添付の構造配筋図を参考とし、コンクリート打設時は、配筋状況の確認出来る状況写真を収めること。

２．緊急対応

1. 陥没、倒木、堤防・護岸及び水路崩壊、閉塞等の緊急対応について、速やかに現地確認を行い、周辺の支障とならないような復旧及び安全対策を行うこと。

３．除草工

1. 除草後の草の処理について、勝川木材に搬入することとしているが、草の処分先については変更する場合がある。
2. 除草後の草について、飛散や近隣施設の詰まりが発生する恐れがある場合は、速やかに搬入すること。
3. 歩行者及び車両等の安全確保に伴い、必要に応じて飛石防護を行うこと。

ため池修繕工

１．施設修繕工

1. 堤体及び水の流入出施設の補修を行うものとする。

また、指示箇所周辺の漏水及びクラック等に十分注意し、施工すること。

２．緊急対応

1. 漏水、陥没、閉塞等の緊急対応について、速やかに現地確認を行い、周辺の支障とならないような復旧及び安全対策を行うこと。

調整池修繕工

１．施設修繕工

1. 擁壁、水の流入出施設及び立入防止施設の補修を行うものとする。
また、指示箇所周辺の漏水及びクラック等に十分注意し、施工すること。

２．緊急対応

1. 漏水、陥没、閉塞等の緊急対応について、速やかに現地確認を行い、周辺の支障とならないような復旧及び安全対策を行うこと。

夜間休日割増の考え方

早朝夜間：１７：００～２２：００及び５：００～８：００
深夜　　：２２：００～５：００
また、休日とは三重県の休日を定める条例によるところとする。
休日　　：休日の８：３０～翌８：３０

側 溝 寸 法	構 造 配 筋 図
U－２５０	
U－３００	
U－４００	
U－５００	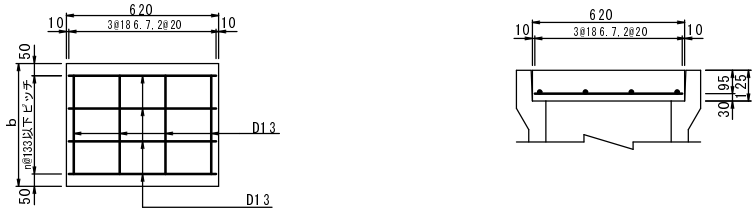

設計条件

コンクリート設計基準強度	σｃｋ ＝ ２４ Ｎ／mm
鉄　筋　材　質	ＳＤ２９５

※ １種蓋、３種蓋とも当配筋を用いる
※ コンクリート配合は、２４－８－２５ とする
※ 設置は道路方向のみとする
　横断方向は乗入程度としＴ－１４以下とする
※ 延長ｂは、５０１≦ｂ＜１０００とする

道路雪氷対策業務手順書

1. 実施方法

・業務指示は､道路管理者、交通管理者より連絡、または気象状況を判断し道路管理者と協議し実施する。

2. 確認

・監督職員は道路雪氷対策業務報告書（様式10）に基づき写真確認をする。

3. 支払

・業務実績報告書（兼請求明細書）（様式9）に基づき支払う。ただし､総括報告書の合計額については円止とし､その額に消費税率を乗じて得た額を加算して支払うものとする。

4. 着手前準備

・受注者は、業務指示を受信する連絡体制を整え、別紙参考書式にて、担当課長に提出するものとする。
・業務の標準編成は別表１に基づき業務を円滑に行えるように班編成を行うものとする。
・天気予報、気象条件に十分注意し、出動を必要とされる場合は早朝・夜間にかかわらず準備し、直ちに出動できる体制をとること。
・雪氷対策業務に使用する融雪剤は，道路管理者が支給するものとし，受注業者が保管し必要に応じて散布作業をおこなうものとする。

5. 現場手順

・契約後速やかに、別表2及び別図に示す融雪剤配置場所の通行上障害にならない所に融雪剤２袋を標準として配布すること。
・本業務の指示受注に際しては、指示発注元の所属、氏名を把握すること。
・業務体制にかかわらず、道路管理者、交通管理者より指示を受けた場合その指示に速やかに従うこと。
・業務は早朝・夜間におよび気象の悪条件下にあるため、交通の安全には充分注意をはらい万全を期すること。
・気象条件等により業務の効果に疑問がみとめられるときは、道路管理者と協議すること。
・融雪剤の散布は撒きすぎないよう注意すること。
・監督職員より業務の終了を告げられたら、融雪剤配布場所の融雪剤を回収し、残った融雪剤は返納するものとする。

6. 報告書、写真等

・業務実績報告書（兼請求明細書）（様式９）は、請求の都度提出する。
・指示した業務完了後，道路雪氷対策業務報告書（様式１０）を速やかに提出し確認を受けること。

・道路雪氷対策業務報告書は検収単位０．１時間未満を切り捨てとし報告すること。
・業務開始時に黒板等に開始時刻を記入し写真をとり、業務終了後、開始時刻の記載された同じ黒板等を用い終了時刻、作業時間（０．１時間単位）を記入し写真をとること。
・作業時間
夜間は、午後5時～午後10時
早朝は、午前5時～午前8時
深夜は、午後10時～翌朝午前5時
・時間計上方法
　作業時間帯が、例えば、夜間から深夜に時間帯が跨る場合、各々の時間帯の時間数は、案分するものとし、合計時間は、実際の全体時間数と同じにする。その際、少数第2位以下の数字が多い時間帯の時間数を切り上げ、小さい時間帯の時間数を切り下げるものとする。

7. その他
・疑義については、監督職員と調整のこと。

別表1

雪氷対策業務標準編成人員

	普通作業員	一般運転手	特殊運転手	計
融雪剤配置 及び撤収	2	1		3
道路巡視	1	1		2
融雪剤散布※	3	1		4
機械除雪 （モーターグレーダー、 トラクターショベルホイール）	1		1	2
機械除雪 （バックホウ）	1		1	2
運搬		1		1

※ただし、散布機を使用した場合においても、金額の変更は行わないものとする。

（様式　9）

業務実績報告書（兼請求明細書）

業務名
受注者 「契約書」と同じ押印

実施日	業務内容	数量（時間） A	契約単価 B	金額 A×B	完了年月日	検査日	摘要
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
令和　年　月　日　曜日～令和　年　月　日　曜日							
小計							

様式10

道路雪氷対策業務報告書

令和　　年　　月　　日

課長

業務名

現場代理人

下記の作業が完了いたしましたので報告します。

作業開始月日	作業終了月日	作業開始時間	作業終了時間	作業時間	作業内容	作業場所	配布・撤収	昼間	早・夜	深夜	休日	休・深	印
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間									

※作業時間については、〇〇：〇〇～〇〇：〇〇と記入、検収単位0．1時間未満は切り捨て。
※作業内容については、融雪剤配備及び撤収→〔配備or撤収〕、融雪剤散布→〔散布〕、道路巡視→〔パト〕，交通誘導警備員B→〔交警B〕、機械除雪→〔グレorトラ〕、待機→〔待機〕，と記入。

道路雪氷対策　業務別区分表（北部）

地区名（業務別区分）	NO.（黒数字）	路線名	融雪剤配布点 No. ＜路線近傍地含む＞ 別紙の見取平面図 （赤数字）								
富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々	1	西村山城線	1	133							
	2	下野保々線外1線	2	3	4	128					
	3	平古西大沢線	5	127							
	4	あさけが丘29号線									
	5	あさけが丘中央通り線	6	7							
	6	八千代台中央通り線	12	13	14						
	7	下海老3号線	15								
	8	大鐘19号線	16	17	151	152					
	9※	日永八郷線	18	19	20	21	22				
	10	あかつき台中央線外1線	25	26	36						
	11	あかつき台5号線	27								
	12	中村平津線	155								
	13	垂坂49号線	28	160	161						
	14	垂坂平津線	29	30	134						
	15	大矢知1号線	38								
	16	大矢知富田線									
	19	沢の川線									
	20※	三重橋垂坂線									
	72	北永台中央線	31	32	33	34	35	135			
	74※	阿倉川西富田線	136								
	75	霞ヶ浦垂坂線	45	46							
	83	大鐘22号線									
	86	西村大長線	124	125	126						
	87	北山山城線	8	9	10	11					
	88	千代田山分線									
	89	大矢知垂坂1号線									
	91※	下海老寺方線									
	100	中村垂坂線	36	156	157						
	105	千代田2線	165								
	106	平津新町18線	166								

※⇔⇔⇔他業務と重複（詳細は監督職員と調整）

雪氷対策路線

NO.	路線名	NO.	路線名	NO.	路線名
1	西村山城線	46	磯津１号線外２線	91	下海老寺方線
2	下野保々線外１線	47	西日野笹川線	92	桜が丘山上線外１線
3	平古西大沢線	48	笹川６０号線	93	久保田石塚線
4	あさげが丘２９号線	49	笹川環状１号線	94	六地蔵中川原線
5	あさけが丘中央通り線	50	笹川１号線	95	常磐四郷線
6	八千代中央通り線	51	笹川２号線外２線	96	日永西４９号線外１線
7	下海老３号線	52	波木２０号線	97	八王子５号線
8	大鐘１９号線	53	松本貝家線	98	陽光台５号線外２線
9	日永八郷線	54	寺方尾平線外５線	99	山田１０号線
10	あかつき台中央線外１線	55	三滝台１号線	100	中村垂坂線
11	あかつき台５号線	56	川島７１号線	101	小杉新町２号線
12	中村平津線	57	川島６９号線	102	三滝川左岸３号線
13	垂坂４９号線	58	神前桜線	103	―
14	垂坂平津線	59	桜台本町１３号線	104	六名１２号線
15	大矢知１号線	60	桜台２０号線外４線	105	千台田２号線
16	大矢知富田線	61	神前桜線	106	中村垂坂線
17	坂部が丘西坂部外線４線	62	小山田川島線外１線	107	小山１０号線
18	坂部が丘１２号線	63	内山１号線	108	西山堂カケ山線
19	沢の川線	64	高花平１６号線外３線	109	松本１号線
20	三重橋垂坂線	65	西山山田線	110	桜西５３号線
21	西阿倉川７号線	66	山田１０号線	111	波木貝家線
22	東坂部三谷線外６線	67	六名４号線外１線		
23	三重団地１号線	68	花川六名線		
24	三重団地生桑線	69	西条青木川線		
25	日永八郷線	70	水沢谷町１２号線		
26	阿倉川野田線外２線	71	小杉５２号線		
27	午起末永線	72	北永台中央線		
28	諏訪新道線	73	南小松４号線		
29	高浜昌栄線	74	阿倉川西富田線		
30	金場新正線	75	霞ケ浦垂坂線		
31	西新地久保田線	76	石原南五味塚線		
32	四日市中央線	77	旧県道四日市楠鈴鹿線		
33	赤堀末永線	78	鈴鹿楠線		
34	久保田９号線	79	高岡采女線外２線		
35	日永八郷線	80	山田和無田線		
36	赤堀小生線	81	河原田環状線		
37	ときわ西日野線	82	六呂見河原田線		
38	中央緑地西日野線	83	大鐘２２号線		
39	堀木日永線	84	曽井４７号線外２線		
40	赤堀日永線	85	小生川島線		
41	末広新正線	86	西村大長線		
42	子西八王子線	87	北山三城線		
43	七ツ屋大池線	88	千代田山分線		
44	御園塩浜本町線外１線	89	大矢知垂坂１号線		
45	追分石原線	90	三滝台川左岸５号線		

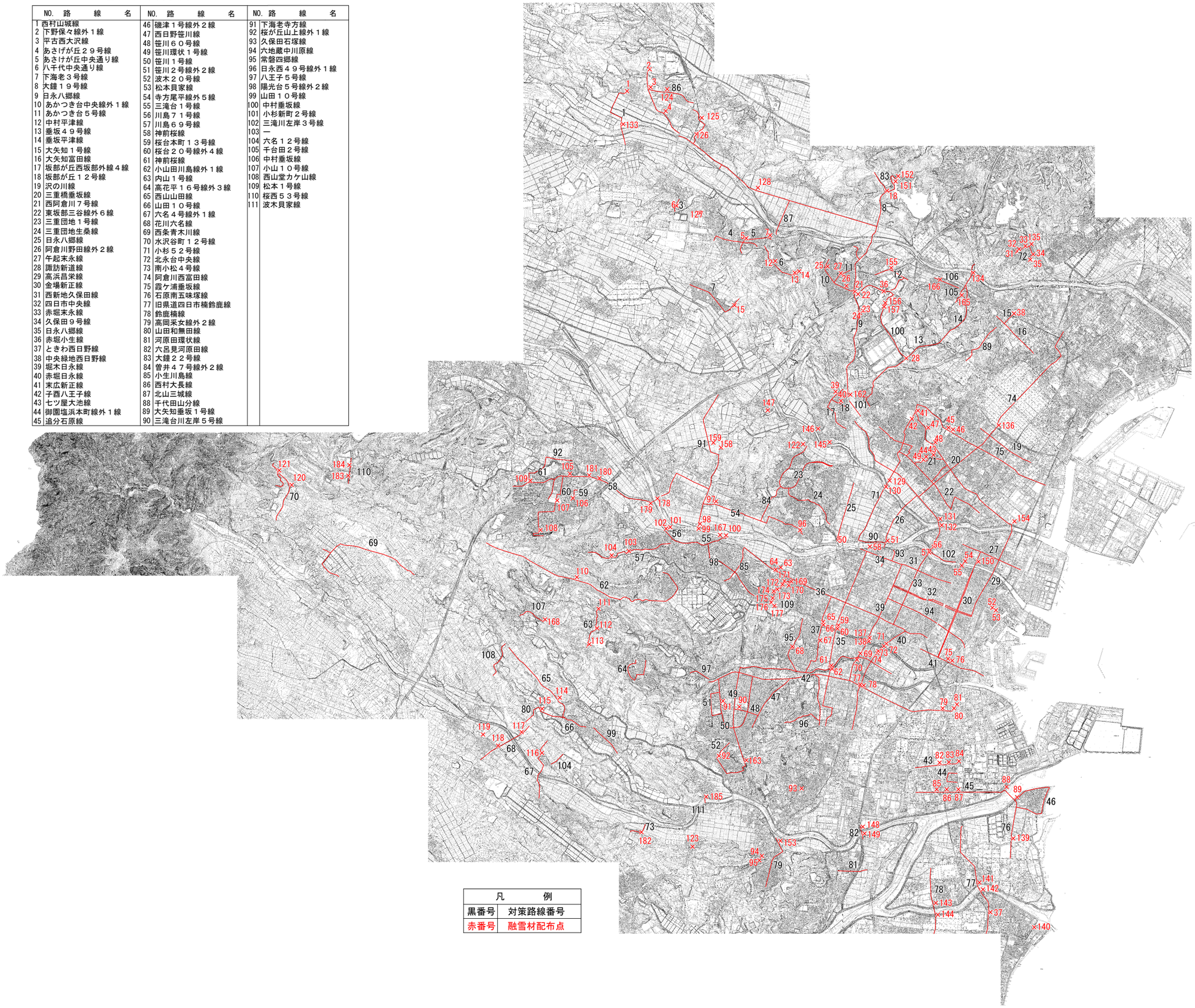

凡例	
黒番号	対策路線番号
赤番号	融雪材配布点

保安管理業務手順書

1.　実施方法

・下記の業務箇所において、警報発令時及び大雨が予想される場合、市役所職員が道路監視カメラの映像、もしくは、受注者がパトロールにより、冠水状況をみながら、通行止めの可否について、判断を行う。自動車の通行に支障が出ると判断される場合は、バリケード等を用いて、通行止めの措置を行う。

・緊急対応となるため、受注者は緊急時の連絡体制を整え、別紙参考様式の緊急連絡体制表を事前に監督職員へ提出すること。

2.　業務場所

・【北-1】①市場町（三岐鉄道アンダー）
・【北-2】②川北２丁目及び松寺３丁目（JR関西本線アンダー）
・【北-3】③富士町及び大字羽津（JR関西本線アンダー）
・【北-4】⑳垂坂町（主要地方道四日市鈴鹿環状線アンダー）
・【北-5】㉑大矢知町（北勢バイパスアンダー）

3.　確認

・監督職員は保安管理業務報告書（様式11）に基づき写真確認をする。

4.　支払

・業務実績報告書（兼請求明細書）（様式9）に基づき支払う。ただし、総括報告書の合計額については円止とし、その額に消費税率を乗じて得た額を加算して支払うものとする。

5.　着手前準備

・受注者は、業務指示を受信する連絡体制を整え、別紙参考書式にて、担当課長に提出するものとする。

・天気予報、気象条件に十分注意し、出動を必要とされる場合は早朝・夜間にかかわらず準備し、直ちに出動できる体制をとること。

6.　現場手順

・本業務の指示受注に際しては、指示発注元の所属、氏名を把握すること。

・業務体制にかかわらず、道路管理者、交通管理者より指示を受けた場合その指示に速やかに従うこと。

・業務は早朝・夜間におよび気象の悪条件下にあるため、交通の安全には充分注意をはらい万全を期すること。

・気象条件等により業務の効果に疑問がみとめられるときは、道路管理者と協議すること。

7.　報告書、写真等

・業務実績報告書（兼請求明細書）（様式９）は、請求の都度提出する。

・指示した業務完了後，保安管理業務報告書（様式１１）を速やかに提出し確認を

受けること。

・保安管理業務報告書は検収単位０．１時間未満を切り捨てとし報告すること。

・業務開始時に黒板等に開始時刻を記入し写真をとり、業務終了後、開始時刻の記載された同じ黒板等を用い終了時刻、作業時間（０．１時間単位）を記入し写真をとること。

・作業時間

夜間は、午後5時～午後10時

早朝は、午前5時～午前8時

深夜は、午後10時～翌朝午前5時

・時間計上方法

作業時間帯が、例えば、夜間から深夜に時間帯が跨る場合、各々の時間帯の時間数は、案分するものとし、合計時間は、実際の全体時間数と同じにする。その際、少数第2位以下の数字が多い時間帯の時間数を切り上げ、小さい時間帯の時間数を切り下げるものとする。

8.　その他

・疑義については、監督職員と調整のこと。

位置図【北-1】

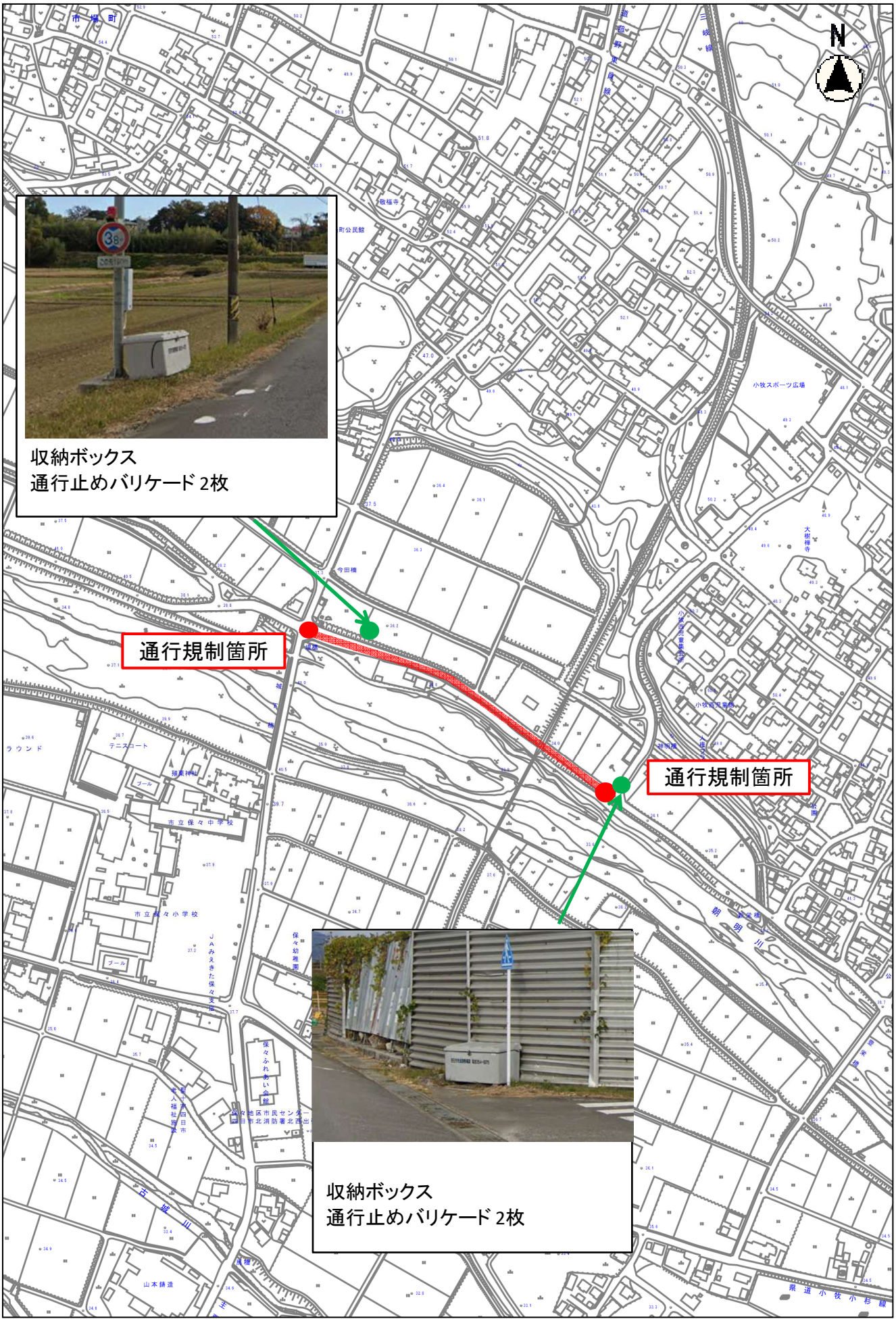

位置図【北-2】

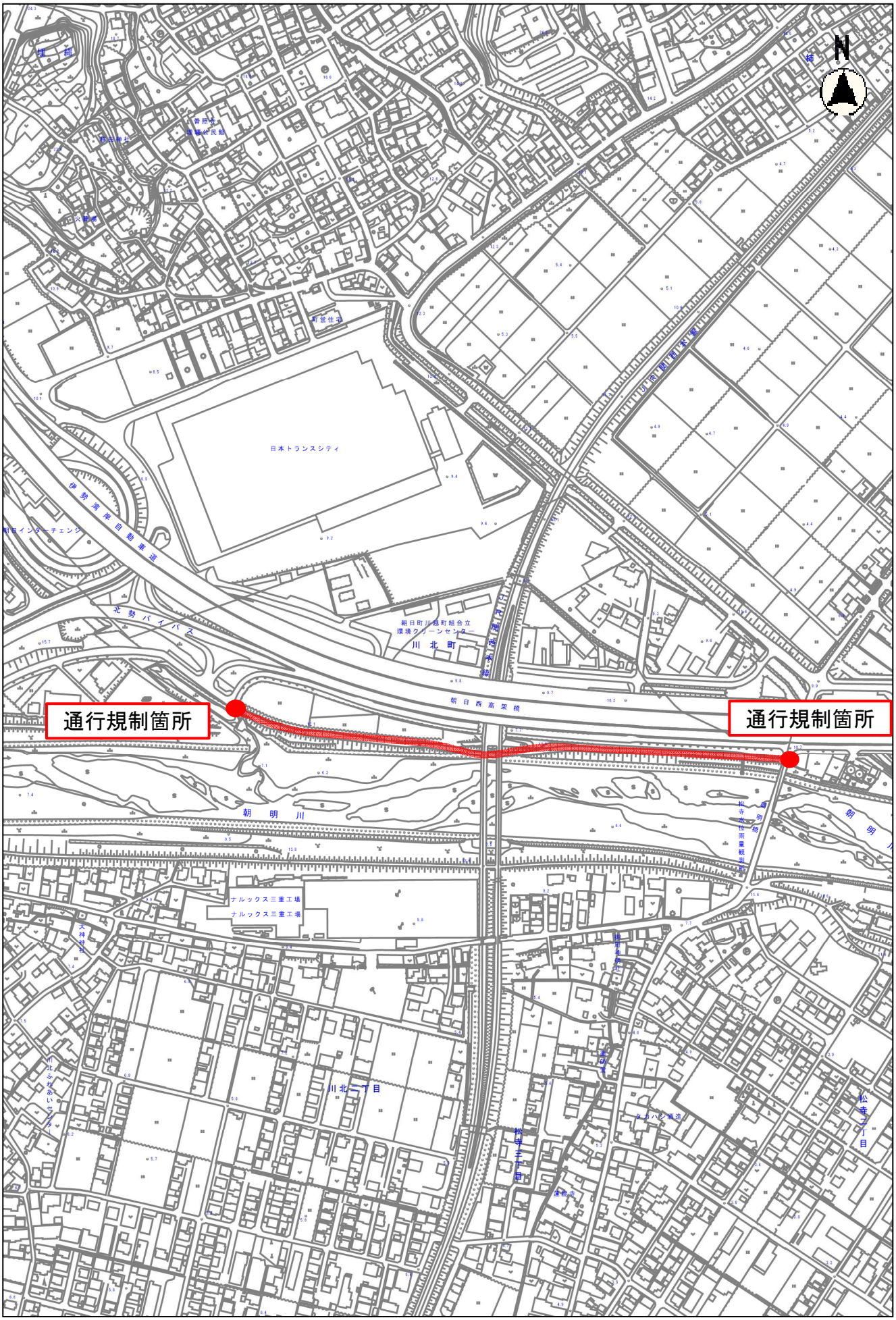
N
通行規制箇所
通行規制箇所
日本トランスシティ
伊勢湾岸自動車道
北勢バイパス
朝日西高架橋
朝日町川越町組合立
環境クリーンセンター
川北町
朝明川
ナルックス三重工場
ナルックス三重工場
川北二丁目
松寺二丁目

位置図【北-3】

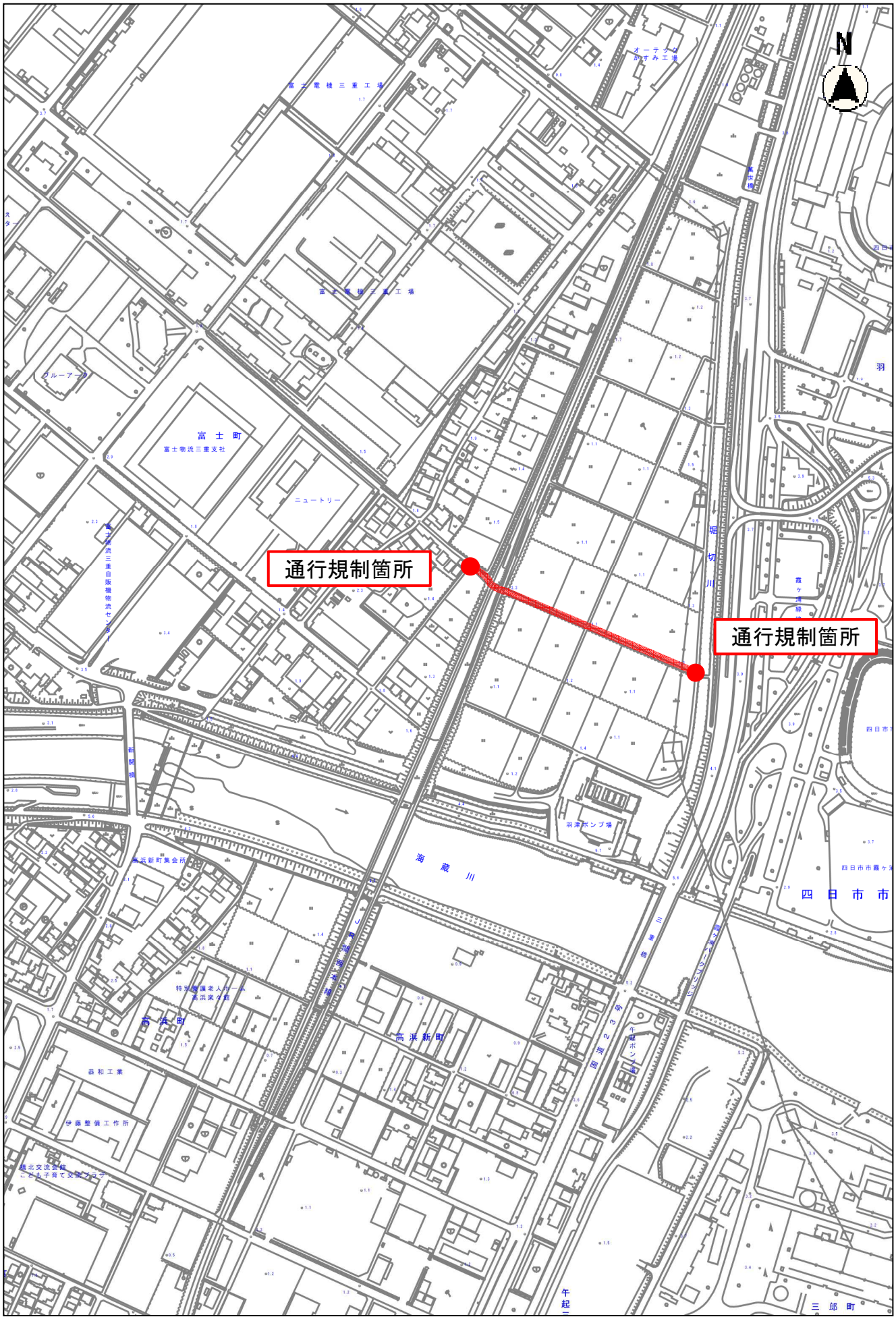

N
通行規制箇所
通行規制箇所
富士町
富士物流三重支社
ニュートリー
富士電機三重工場
オーテック
かすみ工場
海蔵川
羽津ポンプ場
四日市市
高浜町
高浜新町
恭和工業
伊藤整備工作所
三郎町

位置図【北-4】

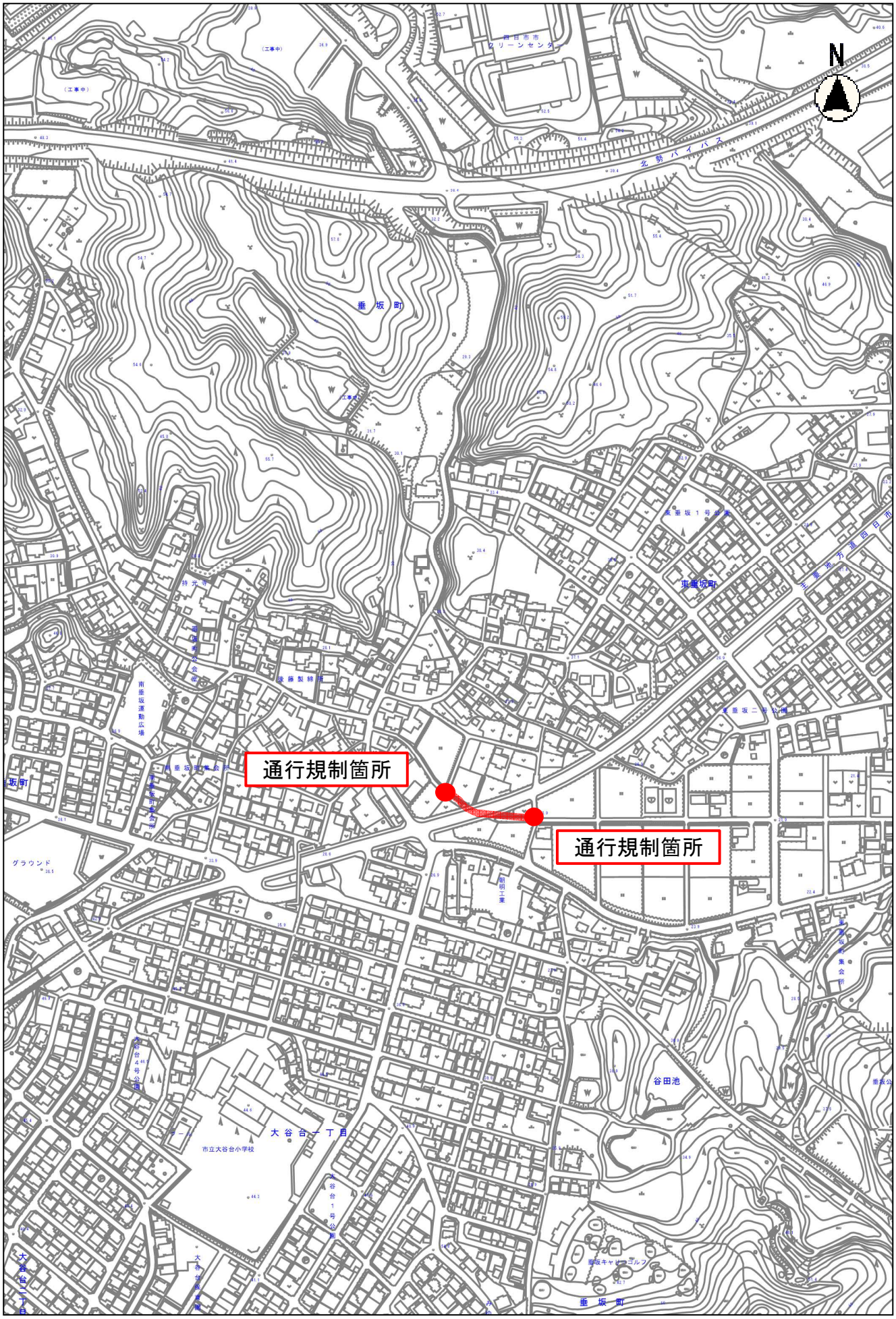

位置図【北-5】

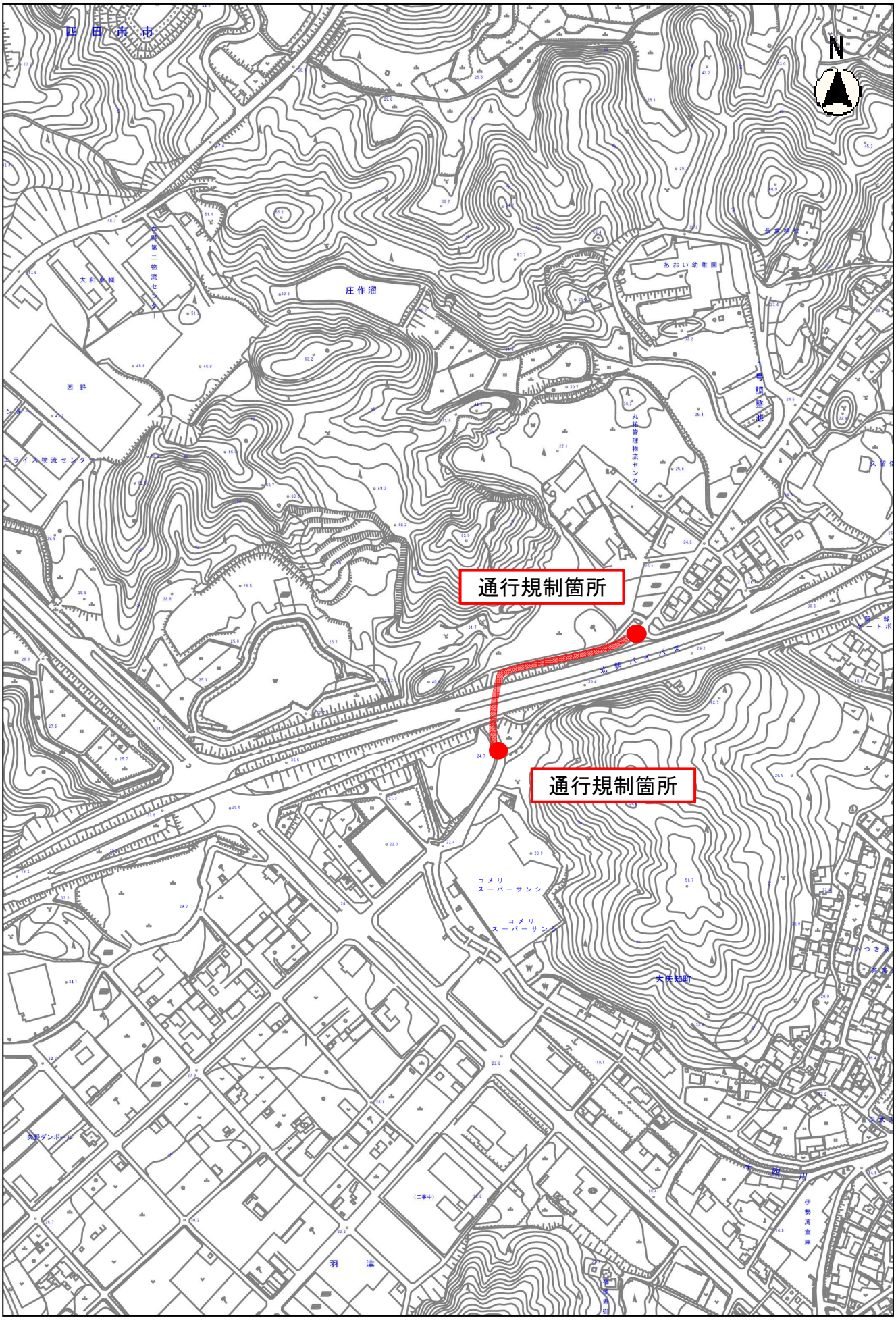

四田市市
N
庄作溜
大和市輌
西野
あおい幼稚園
丸祐管理物流センタ
通行規制箇所
通行規制箇所
北勢バイパス
コメリ
スーパーサンシ
コメリ
スーパーサン
大庄知町
羽津

様式11

保安管理業務報告書

令和　年　月　日

課長

業務名

現場代理人

下記の作業が完了いたしましたので報告します。

作業開始月日	作業終了月日	作業開始時間	作業終了時間	作業時間	作業内容	作業場所	昼間	早・夜	深夜	休日	休・深	印
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								
令和　年　月　日　曜日	令和　年　月　日　曜日	:	:	時間								

※作業時間については、〇〇：〇〇～〇〇：〇〇と記入、検収単位0．1時間未満は切り捨て。